

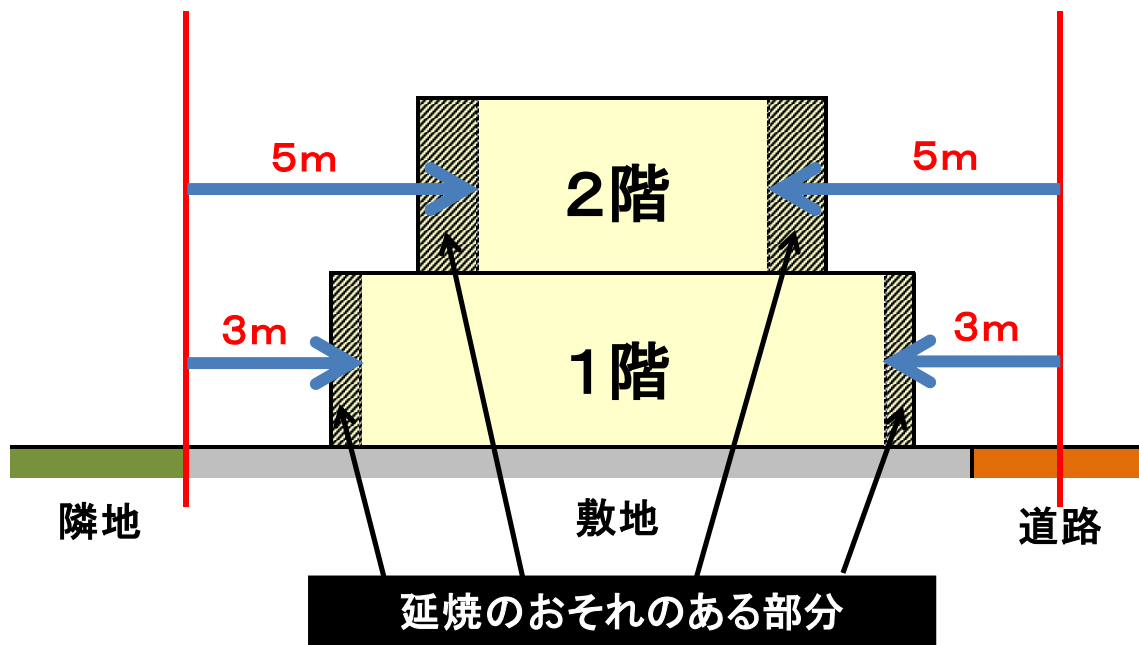
1. 用語

延焼部分1

「延焼のおそれのある部分」は、1階3m以内、2階以上5m以内

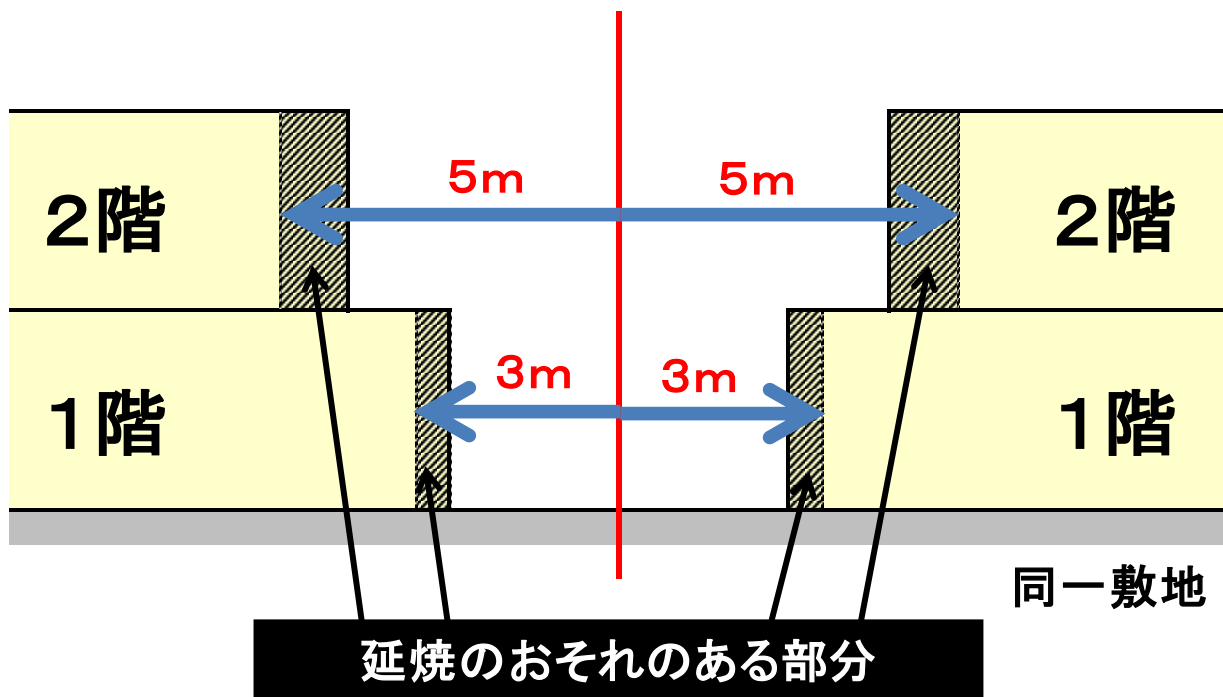
① 隣地境界線

② 道路中心線



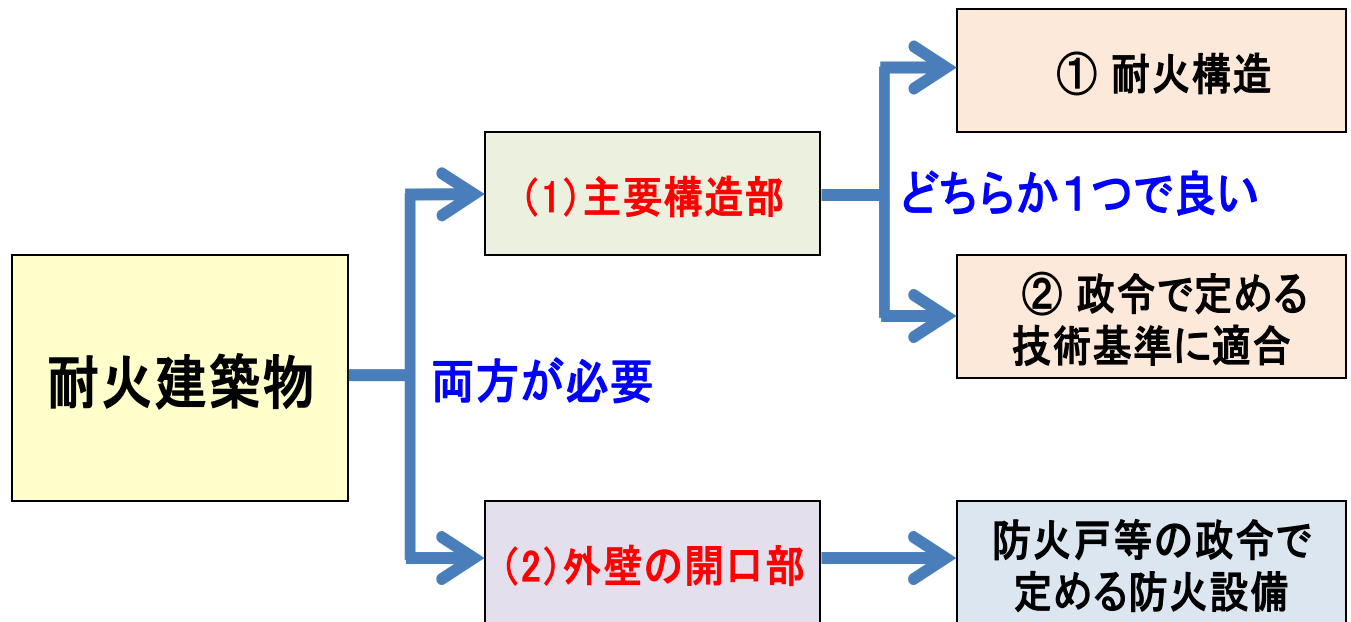
「延焼のおそれのある部分」は、1階3m以内、2階以上5m以内

③ 敷地内の外壁間の中心線



耐火建築物

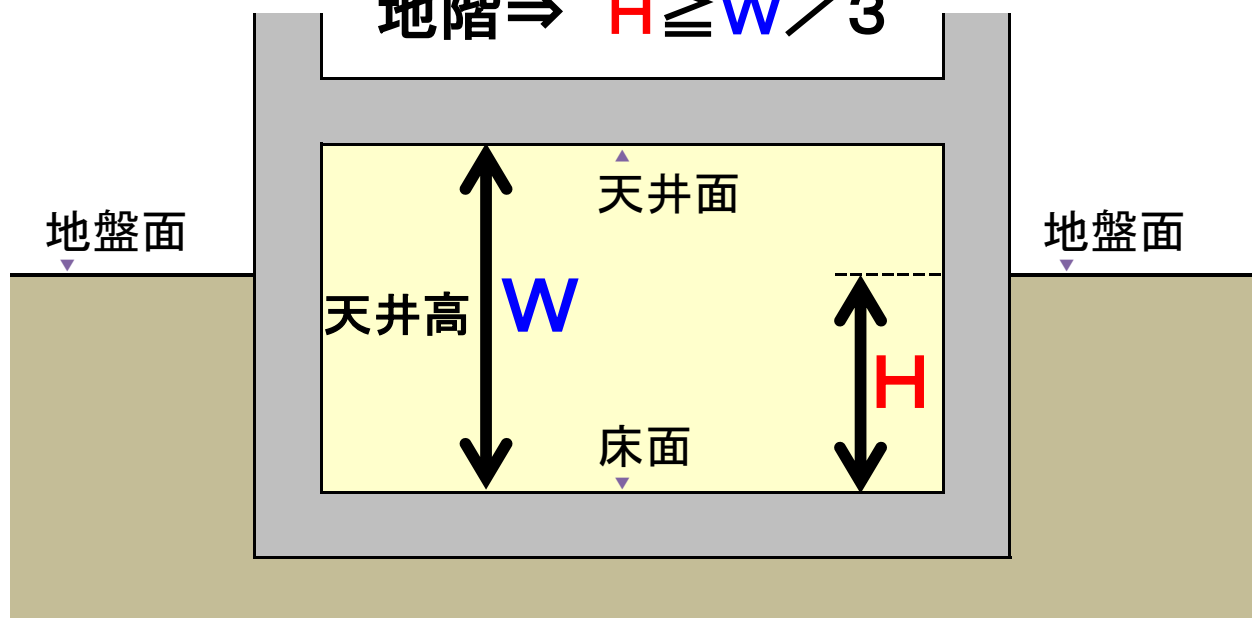
「耐火建築物」は、(1)主要構造部と(2)外壁の開口部の両方必要



地階

地階とは、 H が W の $1/3$ 以上の場合

$$\text{地階} \Rightarrow H \geq W / 3$$



構造耐力上主要な部分

主要構造部

違い

構造耐力上 主要な部分

法2条5号

【主要構造部】

建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局所的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除く。

壁
柱
床
はり
屋根
階段

令1条3号

【構造耐力上主要な部分】

建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもの。

基礎
基礎ぐい
壁
柱
小屋組
土台
斜材
火打材
床版
屋根版
横架材

特殊建築物(全建物)

特殊建築物は、①から⑦までの七つに分類される。過去問として、多く出た建物用途に児童福祉施設等がある。

特殊建築物の分類	建築物の用途
①不特定多数が利用する建築物	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
②宿泊を伴う建築物	病院、診療所、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等(児童福祉施設、助産所、身体障害者社会参加支援施設、保護施設、婦人保護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業施設、障害者自立支援法、身体障害者更生援護施設、精神障害者社会復帰施設、知的障害者援護施設)
③教育、文化等の建築物	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場
④商業、サービスの建築物	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗(床面積10㎡以内のものを除く)
⑤大火となりやすい建築物	倉庫
⑥出火危険度が大きい建築物	自動車車庫、自動車修理工場、映画スタジオ、テレビスタジオ
⑦その他の建築物	工場、と畜場、火葬場、汚物処理場など